

指定学校外就学許可申請における注意事項

- ① 転居や転出、小規模特認校制度以外の理由での指定外許可は原則申請年度末日までとなります。引き続き指定外許可を希望する場合は、毎年度申請が必要となります。

ただし、前年度に許可を受け、引き続き申請が必要と思われる方には毎年12月頃に学校教育課より通知いたします。

- ② 平成31年度より、留守家庭を理由とする指定外許可は、小学3年生までから小学6年生までと延長されます。

- ③ 指定外許可を受け、年度途中で通学している学校の学区へ転居した場合は指定外解除となりますので、学校教育課まで御連絡ください。

なお、市外へ転出する場合も同様に御連絡ください。

ほか、御不明な点がございましたら羽生市教育委員会学校教育課へ早めにお問い合わせください。